

在 宅 医 療

※下線:第6次計画からの主な変更部分

	【在宅医療の導入】	【日常の療養支援】	【状態変化時の対応】
機能	円滑な在宅療養の導入・移行	日常の療養支援	状態変化時の対応
目標	外来医療機関や入院医療機関・介護施設等から、在宅医療に係る機関への円滑な連携により、切れ目のない継続的な医療体制を確保すること	在宅療養者の疾患、重症度に応じた医療（緩和ケアを含む）が多職種協働により、できる限り患者が住み慣れた地域で継続的、包括的に提供されること	在宅療養者の状態変化（看取りを含む）時に対応できるよう、在宅医療を担う病院・診療所、訪問看護事業所及び入院医療機関との円滑な連携による診療体制を確保すること
求められる事項	《入院医療機関・介護施設》 ●退院（退所）支援担当者を配置すること ●退院（退所）支援担当者は、できる限り在宅医療に係る機関での研修や実習を受けること ●入院（入所）初期から退院（退所）後の生活を見据えた退院（退所）支援を開始すること ●入院（入所）中からオープンシステムや共同指導を利用して在宅医療に係る機関との情報共有を十分図ること ●退院（退所）支援の際には、療養者の住み慣れた地域に配慮した在宅医療及び介護、<u>障害福祉サービスの調整を十分図ること</u> ●退院（退所）後、療養者に起こりうる病状の変化やその対応について、退院（退所）前カンファレンスや文書・電話等で、在宅医療に係る機関との情報共有を十分図ること 《在宅医療に係る機関》 ●在宅療養者のニーズに応じて、医療や介護、<u>障害福祉サービス</u>を包括的に提供できるよう調整すること ●在宅医療や介護、<u>障害福祉サービス</u>の担当者間で、今後の方針や病状に関する情報や計画を共有し、連携すること ●入院（入所）中からオープンシステムや共同指導を利用して入院医療機関・介護施設との情報共有を十分図ること ●高齢者のみではなく、小児や若年層の在宅療養者に対する訪問診療、訪問看護、訪問薬剤指導等にも対応できるような体制を確保すること ●入院医療機関・介護（老人保健）施設の退院（退所）支援担当者および在宅療養者に関わる家族・介護関係者に対し、地域の在宅医療及び介護、<u>障害福祉サービス</u>に関する情報提供や在宅療養に関する助言を行うこと	《在宅医療に係る機関》 ●相互の連携により、在宅療養者のニーズに対応した医療や介護、<u>障害福祉サービス</u>が包括的に提供される体制を確保すること ●医療関係者は、地域包括支援センター等と共同して地域ケア会議を開催し在宅療養者に関する検討を行うよう努めること ●地域包括支援センター等と協働しつつ、在宅療養に必要な医療や介護、<u>障害福祉サービス</u>、家族の負担軽減につながるサービスを適切に紹介すること ●がん<u>患者</u>（緩和ケア体制の整備）、認知症<u>患者</u>（身体合併症等の初期対応や専門医療機関への適切な紹介）、<u>小児患者（小児の入院機能を有する医療機関との連携）</u>等、それぞれの<u>患者</u>の特徴に応じた在宅医療の体制を整備すること 《入院医療機関・介護施設》 ●在宅療養者に生じる問題に対してのコンサルテーションに対応できる体制を構築すること ●レスパイトケアを引き受けること	《在宅医療に係る機関》 ●状態変化時における連絡先をあらかじめ在宅療養者やその家族に提示し、また、求めがあった際に24時間対応が可能な体制を確保すること ●24時間対応が自院で難しい場合も、近隣の病院や診療所、訪問看護事業所等との連携により、24時間対応が可能な体制を確保すること ●在宅医療に係る機関が対応できない状態変化の場合は、その症状や状況に応じて、搬送先として想定される入院医療機関と協議し入院病床を確保するとともに、搬送については地域の消防関係者へ相談する等連携を図ること ●看取りに際して、終末期に出現する症状に対する在宅療養者や家族の不安を解消し、在宅療養者が望む場所での看取りを行うことができる体制を構築すること ●在宅療養者や家族に対して、自宅や住み慣れた地域で受けられる医療及び介護、<u>障害福祉サービス</u>や看取りに関する適切な情報提供を行うこと ●介護施設等による看取りを必要に応じて支援すること 《入院医療機関》 ●入院医療機関は在宅療養者の状態変化（看取りを含む）に際し、在宅医療を担う医療機関の求めに応じて入院を受け入れる等の支援をすること ●重症で対応できない場合は、他の適切な医療機関と連携する体制を構築すること
関係機関・職種	病院、有床診療所、介護老人保健施設、在宅医療連携病院・診療所、在宅療養支援病院・診療所、在宅医療を担う病院・診療所、薬局、訪問看護事業所、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、在宅医療連携拠点、 <u>基幹相談支援センター・相談支援事業所</u>	在宅医療連携病院・診療所、在宅療養支援病院・診療所、在宅医療を担う病院・診療所、薬局、訪問看護事業所、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、在宅医療連携拠点、 <u>基幹相談支援センター・相談支援事業所</u>	在宅医療を担う病院・診療所、在宅療養支援病院・診療所、訪問看護事業所、在宅医療連携病院・診療所、急変時の受け入れを行う病院・有床診療所、介護老人保健施設、在宅医療連携病院・診療所、在宅医療を担う病院・診療所、在宅医療を担う病院・診療所、訪問看護事業所、入院先となる病院・有床診療所、在宅医療連携拠点、 <u>基幹相談支援センター・相談支援事業所</u>